



## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人はこの点から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 本件は、請求人が不正受給したわけではなく、実施機関の過誤により長年にわたって収入認定がなされなかったために保護費の過支給が生じた事案である。
- (2) 請求人は、よもや処分庁が過支給をしているとは思わず、処分庁による月額[ ]超の保護決定を信頼していたため、かかる保護費を前提とした生活設計をしており、既に保護費を消費している。

本件のような事案で遡及して[ ]手当を収入認定することは、福祉事務所のミスが被保護者に転嫁することに外ならず、妥当とはいえない。

また、被保護者に対し、既に消費した保護費の返還を求めることは、被保護者に対し憲法で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条第1項）以下の生活を強いることを意味し、憲法第25条及び生活保護法の趣旨に真向から反する。

- (3) 生活保護法第63条には「被保護者が、急迫の場面などにおいて資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは…保護の実施期間の定める額を返還しなければならない。」と定められているところ、本件は、急迫保護の場面ではなく、福祉事務所のミスによって収入認定がなされなかったという事案であるから、生活保護法第63条を適用すべきではない。
- (4) 生活保護法第80条は、保護の実施機関は、保護の変更に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、返還を免除することができるように定めている。

本件でも、生活保護法第80条の規定の趣旨も踏まえ、①本件が福祉事務所のミスに起因する事件であること、②請求人に落ち度が認められず、このような請求人に「健康で文化的な最低限度」以下の生活を強いるべきではないことなどを踏まえた決定がなされなければならない。よって、本件で、既に支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させることを認めるべきではなく、本件処分はいずれも取り消されるべきである。

## 第2 当庁の認定事実及び判断

### 1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

- (1) 請求人は、[ ]付けで生活保護が開始されていること。
- (2) 請求人は、平成28年2月1日現在、[ ]在住（[ ]）の[ ]歳で、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]の[ ]人を含む[ ]人世

帯の [redacted] であること。

- (3) 処分庁は、平成22年7月13日の来所面接において、請求人に対し [redacted] 付けで生活保護が開始となったことを伝え、「生活保護のしおり」を手渡し、義務・権利について説明を行っていること。
- (4) 請求人は、処分庁より [redacted] 手当の支給を受けており、その支給開始年月は [redacted] であること。
- (5) 処分庁は、請求人より12か月に1回徴収することとなっている収入申告書において、平成22年度から平成27年度のいずれの年度分においても [redacted] 手当の認定事実の申告を受けていたこと。
- (6) 処分庁は、請求人より [redacted] 手当の認定事実の申告を受けていたにもかかわらず、ケース記録上では [redacted] 加算の認定可否についての判定を行っていないこと。
- (7) 処分庁は、平成27年12月28日の来所面接において、請求人より [redacted] 手当額改定通知書の提出を受けていたこと。
- (8) 処分庁は、平成28年1月4日に電話連絡において、請求人に対して、これまで [redacted] 手当の認定がされていなかったこと、それにより保護費が過払いになっていたこと及び過払分を返還する必要があることを説明していたこと。
- (9) 請求人は、平成28年1月5日の来所面接において、処分庁に対して、これまで [redacted] 手当の認定事実を申告していたにもかかわらず、保護費の返還が必要となることに納得ができないことを訴えていたこと。
- (9) 処分庁は、平成28年1月5日の来所面接において、再度請求人に対して過払いが判明したものについては返還の必要があることを説明し、返還額の分割には可能な限り相談に乗ることを伝えていたこと。
- (10) 処分庁は、平成28年1月5日付けで請求人に対して本件処分を行っていること。
- (11) 処分庁は、平成28年3月7日付けで請求人に対して本件処分を行っていること。

## 2 判断

- (1) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局」という。）第10-2-(8)によれば、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確

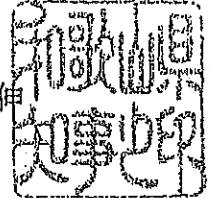
認月及びその前月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。」とされている。

- (2) 局第10-2-(7)-エによれば、「賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。」とされている。
- (3) 生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-2-3によれば、「ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第80条の適用は安易に考えるべきではない。(このことは臨時的な収入について6か月間の分割認定が認められていることとの均衡からも理解されよう。)」とされている。
- (4) これを本件についてみると、前記判断(1)、(2)及び(3)に照らして考えた場合、収入充当を行うこと自体は、法令に基づき適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点はない。
- (5) 法第63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。
- (6) 「改訂増補 生活保護法の解釈と運用 厚生省社会局保護課長 小山進次郎 著」において、法第63条における「急迫の場合等」の「等」の解釈について、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を遡つて、不当に高額の決定をした場合等である。」とされている。
- (7) これを本件についてみると、前記判断(3)、(5)及び(6)に照らして考えた場合、返還決定処分を行うこと自体は、法令に基づき適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点はない。
- (8) 一方で、局第7-2-(2)-エ-(ア)によれば、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされている。
- (9) これを本件についてみると、前記認定事実(6)より、処分庁は加算についての判定を行っていないことから、現行の最低生活費の認定は適切ではなく、当該最低生活費を元に決定した本件処分には不備があると言わざるを得ない。

3 以上のとおり、処分庁の処分には誤りがあるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年7月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査をすることができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。